

## 千葉市学校医・学校歯科医・学校薬剤師に関する委嘱及び手当支給実施要項

### (目的)

この実施要項は千葉市学校医・学校歯科医・学校薬剤師設置条例（昭和32年3月26日条例第5号）に基づいて学校医・学校歯科医・学校薬剤師（以下「学校医等」という）の委嘱及び支給手当について、必要事項を定めるものである。

### (学校医等の委嘱の方法)

学校医等の委嘱は千葉市教育委員会が、千葉市医師会・千葉市歯科医師会・および千葉市薬剤師会（以下「三師会」という）の推薦を得て毎年4月に行う。

### (学校医等の委嘱期間)

学校医等の委嘱期間は原則として、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し、推薦団体との協議によってこの期間は延長することができる。また、委嘱期間内に異動が生じた時は、千葉市教育委員会は三師会との協議によって支障のないようとりはからう。

### (学校医等の設置基準)

学校医等の設置基準は、三師会と協議して定める。但し、職務遂行に支障が生じない間は下表の基準によるものとする。

学校医	内科医	児童・生徒おおむね400名毎に1名配置
	耳鼻科医	各学校毎に1名配置
	眼科医	〃
学校歯科医		児童・生徒おおむね350名毎に1名配置
学校薬剤師		各学校毎に1名配置

### (手当の支給)

- 1 千葉市教育委員会は、学校医等に対し報酬（年額）及び報償費（日当）を支給する。その額については別に定める。
- 2 千葉市教育委員会は、報酬の支給に当たっては学校医・学校歯科医・学校薬剤師のそれぞれの職務に応じることとし、報償費の支給に当たっては学校医等の執務に応じて支給する。
- 3 報酬の支給は原則として毎年12月に、報償費については翌年度の4月に行い、いずれも学校医等宛の銀行振込とする。
- 4 報酬及び報償費については、現行法に基づく源泉徴収の措置を行って支給する。

附 学校医等の報酬及び報償費の額は、千葉市予算で定められた額とする。